

令和元年6月19日現在

機関番号：27101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03327

研究課題名(和文) EUにおける先行統合制度の導入と展開

研究課題名(英文) The introduction and development of the Enhanced Cooperation in the European Union

研究代表者

山本 直 (yamamoto, tadashi)

北九州市立大学・外国語学部・准教授

研究者番号：60382404

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：EU加盟国が1997年に導入することに合意した先行統合制度は、一部の諸国が他国に先んじて統合を進めることをEU基本条約の修正なく可能にするものであった。

この制度は、国際結婚を解消するための国内裁判手続きや、あるいは特許の申請・認定・紛争をめぐる対応のあり方を始め、いくつかの政策分野において近年比較的円滑に活用されるようになってきている。

制度の活用に向けたEUの審議過程において欧州議会(EU議会)の関与のあり方が不明瞭であること、ならびに、活用する意義が国家間で十分に共有されない中で先行統合が企図および展開されていること等が検討されるべき課題である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

EUがもつ組織的性格の特異性については徐々に解明されつつあるものの、それが長期的に維持されるための制度的工夫をめぐっては学術界でも理解が進んでいるとはいえない。EUの下では、加盟国間での統合が深化しつつ加盟国自体も増加している。そうした中でEUが保持されるメカニズムを、この研究は端的ながらも明らかにしようと試みるものである。

日本学術振興会の本部国である日本は、EUとの経済連携を強化しつつある。正確なEU理解を進めることは、そのような連携から成果を得るためにも肝要であると考えられる。

研究成果の概要(英文)：The enhanced cooperation, that the European Union member states agreed to introduce in 1997, has allowed some countries to advance integration with other countries without any amendments to the EU fundamental treaties.

This system has been used relatively smoothly in recent years in several policy areas, including domestic court proceedings to eliminate international marriage, and the way of dealing with patent applications, certifications and disputes.

The issues to be considered are as follows; firstly, it is unclear how the European Parliament is involved in the EU's deliberation process towards the use of the system. Secondly, some applications of this system have been planned and developed while the significance of utilizing them is not sufficiently shared among member states.

研究分野：EU研究

キーワード：EU より緊密な協力 先行統合 強化協力

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

EUは、ヨーロッパ28カ国が加盟する国際機構であり、国家間の統合を深化させる効果をもつと考えられている。そのEUの下では、すべての加盟国が、同一の政策分野で同一の統合を進めることが原則となってきた。しかし統合が進み、加盟国も増加する中、そのような統合方式を維持することが、政治制度上、困難になってきた。このことを鑑みて、加盟国は、一部の加盟国群が他の加盟諸国に先行する形で統合を進める制度—「より緊密な協力」enhanced cooperationと呼ばれる—を導入することに同意した。本研究は、この制度がいかに導入及び運用されているかを分析したうえで、国家間共同体としてのEUに与える影響を考察することを目的とする。

当該制度には、一定の先行研究がある。Alexander Stubb (2002)、安江則子 (1998)、庄司克宏 (1998)、Eric Philippart (2003) および Carlo Maria Cantore (2011) は、その代表的なものである。この制度がEUを中心とするヨーロッパ統合の方向性に影響するものである点を想起すれば、一定の先行研究が蓄積されていることは妥当な状況である。

それにもかかわらず、当該制度をめぐる研究には、少なくとも次の3点の課題が残されている。第1に、多数の先行研究は、主には法律学の観点から制度自体の概容を紹介するにとどまるようである。現行の先行統合制度は、EUが政策分野によって異なる立法手続きを採用していることを反映して複雑である。さらに、導入のための法的条件が、多岐にわたるネガティブ・リストから構成される。そのために制度の外観を把握するだけで相当の知的資源を費やさねばならなかったのはいたし方ない。しかし他方、この制度を導入し運営することは、各加盟国やEU機関の選好によって動機づけられた政治的な企図でもある。その側面に光を当てる研究が要請されている。第2に、当該制度の導入から現在までの史的展開を俯瞰する研究がなされていない。この制度は、加盟国間の条約である1997年のアムステルダム条約によって導入された。それはさらに、2000年のニース条約および2009年のリスボン条約によって、より運営しやすい形に改定されている。これらの条約を結ぶ際には、国家代表者のみならず、EU機関の代表者や市民社会の声も反映して多角的な検討がなされた。これらの検討結果がどのように生まれ、あるいは検討課題として継続審議されたかを省察する必要がある。中でもリスボン条約は、それに先立って計画されたヨーロッパ憲法条約の骨格を継承している。この憲法条約の制定に向けた審議が当該制度に与えた影響については、とりわけ精力的な研究が求められるものと思われる。

第3に、この制度が運用されている事例が、現時点で2つ存在する。(1) 国際結婚の解消、及び(2) 特許制度の分野における運用がそれである。国家間の共同体としての性格をもつEUが、当該制度によっていかなる変化をみるかに関して考察すべき時機を迎えている。

2. 研究の目的

研究代表者はこれまで、EUが国家間の共同体としていかに成立しうるかを研究してきた。共同体を維持するうえでは価値規範の共有が不可欠であるという仮定に基づき、EUによる人権保護政策を考察した(山本直『EU人権政策』成文堂、2011年ほか参照のこと)。さらに、EU加盟国が譲りあいながら相互関係を維持する力学があること、ならびにその力学がフランスの社会学者であるモースのいう贈与と重なりうることを提示した(同上)。本研究は、これらの蓄積の延長線上にあるが、単にそれらに新味を加えるものではない。先述した3つの課題を克服することに最大の価値をおくことによって、ヨーロッパ統合の多面性の一端を解明しつつ、共同体的関係を礎とするEUがとる道程を展望するものである。

3. 研究の方法

EUにおける先行統合制度がいかなるものであり、いかなる議論を経て導入されたのかを解

明する。当該制度がどのように運用されているかを、国際結婚の解消に関する取決めを事例に分析する。次いで、当該制度がどのように運営されているかを、共通特許制度の定立過程を事例に分析する。これらの作業に立脚して、先行統合制度が国家間共同体としての EU にいかなる影響をもたらしているかを考察する。

以上を達成するために、EU の主要機関における動向に主眼をおく。必要に応じて、各国政府および民間団体の動向にも傾注する。当該制度をめぐる動向に直接関連しない EU 加盟国間の条約交渉や立法行為は、それら自体がたとえ重要であるにしても、本研究の範囲外とする。

4．研究成果

本研究成果の一部を、研究代表者の単著『EU 共同体のゆくえ - 贈与・価値・先行統合 - 』（ミネルヴァ書房、2018 年、総頁数 314 頁）の第 3 部において発表した。第 9 章「先行統合の制度整備 - 「より緊密な協力」の導入へ - 」ならびに第 10 章「越境協力・家族法・特許保護 - 「より緊密な協力」の実行へ - 」が該当する章となる。第 9 章では、一部の加盟国が先行して統合を進める「より緊密な協力」は、2000 年のニース条約および 2009 年のリスボン条約を通じて実行可能性のある政策オプションとなったことを明らかにした。第 10 章では、実行可能性をもつことによって生まれた 3 つの事例について分析した。これらの事例研究を通じて、先行統合の実行に至る過程において民主的および法的正当性が問われうること、ならびに、EU の政治的伝統ともいえる妥協の文化が、「より緊密な協力」を用いることによって掘り崩される潜在性をもつことを明らかにした。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

「EU における先行統合の制度整備 - 「より緊密な協力」の実行へ - 」山本直『北九州市立大学外国語学部紀要』北九州市立大学、第 144 号、査読無、2017 年 1 月、51-74 頁。

〔学会発表〕(計 1 件)

〔図書〕(計 2 件)

「冷戦後世界へのダイビング - 1990 年代の野心と不安」山本直『欧州統合史 - 二つの世界大戦からブレグジットまで - 』益田実・山本健編著、査読無、ミネルヴァ書房、2019 年 4 月、231-264 頁。

『EU 共同体のゆくえ - 贈与・価値・先行統合 - 』山本直、ミネルヴァ書房、査読無、2018 年、総頁数 314 頁。

〔産業財産権〕

○出願状況(計 1 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

○取得状況(計 1 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：

国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6．研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。